

答弁書第一二二号

内閣参質一八六第一二二号

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。



参議院議員薬師寺みちよ君提出発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「在職している事業所等を離職せずに引き続き別の事業所等に転職する場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金（以下「助成金」という。）は、失業状態にある発達障害者又は難治性疾患の患者の雇用を確保するためのものであることから、失業状態にない発達障害者又は難治性疾患の患者を事業主が雇い入れる場合には、助成金は支給されない。

三について

政府としては、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の制定を踏まえ、助成金の対象となる難治性疾患の患者の範囲など助成金の在り方について検討してまいりたい。

